



ダイジェスト版

第2次東御市 青少年健全育成計画

(2018年度～2022年度)



平成30年4月

東 御 市

【基本理念】

「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」

(東御市青少年健全育成条例第3条)

【目指すべき青少年像】

「自立」…次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、進んで自己の啓発・向上を図ることができる青少年

「人間尊重」…積極的な社会参加を通じて、自他の尊重と連帯の精神を身につけた青少年

【基本目標と施策の展開】

基本目標 I	
青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり	
施策の展開	1 青少年の自己形成支援
	(1) 家庭教育の充実 すべての教育の原点である“家庭教育”の充実を目指し、学習機会の提供や相談体制の拡充、その他必要に応じた支援体制の構築を推進します
	(2) 多様な体験・活動機会の提供 自然体験やスポーツ活動、文化活動といった体験活動や異世代間・地域間交流を通して、青少年の自己肯定感の醸成を図るとともに、次代を担う青少年リーダーの養成を目指します
	2 青少年の社会参加促進及び支援
	(1) 青少年の社会参加促進 ボランティア活動や国際交流活動等への参加を通じて、自己の課題と向き合うとともに、社会性及び主権者としての意識を習得し、地域社会へ参画するための教育を推進します
	(2) 困難を有する若者の支援 様々な理由により、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対して、教育・福祉・保健など関係する機関が連携を密にし、対応の強化を図ります

基本目標Ⅱ

青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり

施 策 の 展 開	1 青少年の判断能力の向上
	(1) ネット（情報）リテラシー教育の推進 インターネット環境の普及により、便利になった反面、トラブルに巻き込まれる青少年が増加しています。様々な情報に対する判断能力の向上を図るとともに、大人の意識を高めます
	(2) 道徳・人権同和教育の推進 生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など道徳性を身につけることや、人権に関する理解を深め、自他の人権を守ろうとする意識や態度を養う取組を推進します
	(3) 健康教育の推進 心身の健康維持のため、また、正しい知識の習得に向けた食育・性教育・がん教育を推進します
	2 青少年の安心・安全確保のための取組
	(1) 青少年の非行防止 非行少年の早期発見及び相談体制の拡充を図るとともに、地域での非行防止活動・啓発活動を展開します
	(2) 青少年の被害防止 地域での見守り体制の強化充実を図るとともに、児童虐待や若者の自殺対策についても関係機関との連携を図り、ネットワークの整備に努めます
	(3) 相談機能の充実 青少年自身や保護者が抱える様々な相談に対応できるよう、相談機能の充実を図るとともに、相談窓口相互の連携強化に努めます
	(4) 施設の充実 放課後を中心に、青少年が安心して過ごせる身近な居場所づくり、人とのつながりを実感できるような居場所づくりを推進します

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり

施 策 の 展 開	1 家庭・地域・学校の間組（連携）
	（1）開かれた学校づくり 地域住民への授業公開や施設開放、教育活動の情報提供等を積極的に行い、地域に開かれた学校づくりを目指します また、いじめ・不登校に対する支援の拡充を図ります
	（2）青少年育成市民会議の充実 地域における青少年健全育成の中心組織である「青少年育成市民会議」の充実を図り、部門間の連携を強化します
	（3）家庭の日・青少年の日の推進 家族のふれあいを大事にする「家庭の日」、青少年の健やかな成長を考える「青少年の日」の普及・啓発を図ります
	（4）事業所での青少年健全育成の促進 市内事業所等の青少年健全育成協力店への加入を促進し、青少年の非行防止・声かけ運動など、地域全体で青少年の健全育成を推進します

計画の策定にあたって

<策定の趣旨>

市は、青少年健全育成条例にある基本理念に基づき、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び関係団体と連携し、実施することを責務としております。

青少年を取り巻く環境や抱える問題が、複雑かつ多様化する現在において、次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、市及び市民等がそれぞれの責務を認識し、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動が一層進展するために、今後の施策の方針となる第2次東御市青少年健全育成計画を策定するものです。

<計画の位置づけ>

この計画は、東御市青少年健全育成条例第8条に基づき、第2次総合計画における青少年健全育成の基本的な事項について、取組みの方向性を明らかにするものです。

なお、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。

<計画の期間>

計画の期間は平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間です。ただし、計画の期間中も計画の進捗状況や社会情勢などに応じた見直しを行います。

<計画の対象>

計画に取り組むのは全市民です。家庭・地域・学校・事業所・行政等、社会全体で青少年の健全育成に取り組みます。

なお、東御市青少年健全育成条例における「青少年」は「18歳未満の者」を指しますが、施策の内容によっては、対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行います。

<推進体制>

庁内に設置された青少年健全育成推進委員会が中心となり、計画の実施及び検証を行うとともに、青少年育成市民会議を中心に、家庭・地域・学校・事業所・行政の連帯・協力体制を強化していきます。

なお、計画の進行管理については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、目標値及びKPIに対する定期的な点検・見直しを実施するとともに、青少年健全育成審議会等において進捗状況の報告を行います。

このダイジェスト版は第2次東御市青少年健全育成計画の概要です。

計画の全文については、東御市役所ホームページをご覧ください。

東御市教育委員会事務局 教育課 青少年教育係
〒389-0592 東御市 288-4 東御市中央公民館内
(TEL) 0268-64-5906 (FAX) 0268-64-5878